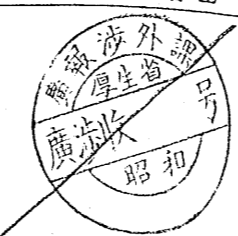
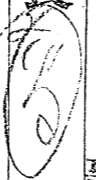
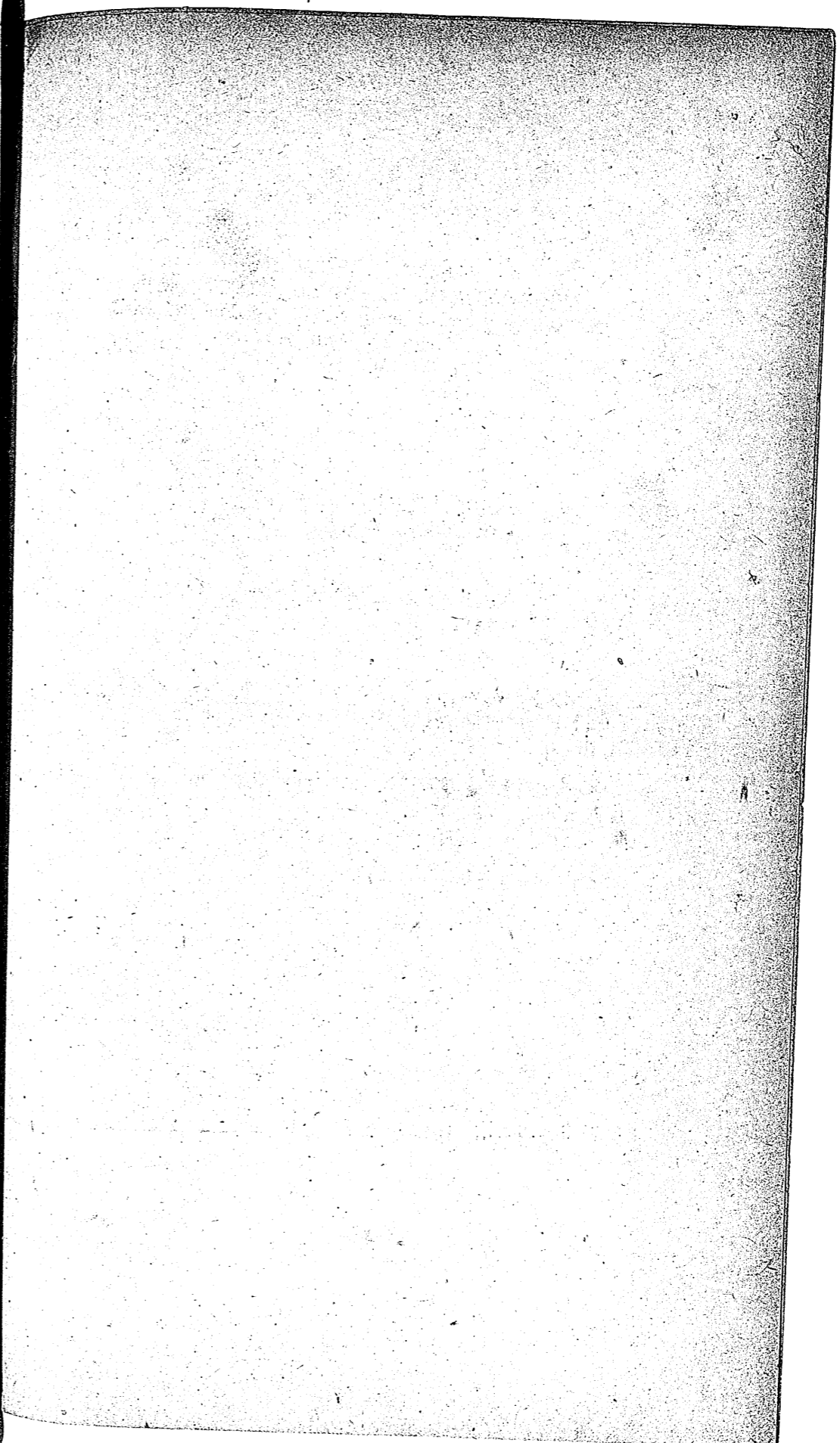


| | | | |
|---|-------------------|-------------|---|
| 日 月 送 受 号 課 局 議 合 | | 欄 号 課 局 管 主 | |
| 第 87 號 | 第 号 | 第 号 |  |
| | 送 受 月 月 日 日 | | |
| <p>案 起 昭 和 26 年 8 月 29 日 局 課 受 付 月 第 日 号 主任 事務官</p> <p>課 長 </p> <p>供 覽</p> <p>琉球諸島における日本政府機関と 個人間の財産の譲渡、貸借、使用等に 関する記録、図面等の提供方依頼に ついて</p> <p>外務事務次官より、八月十三日付総合沖九三四号を</p> | | | |



以て依頼のある標記の件(別添(一))について各課より各給局及び
引揚援護庁にその調査報告方依頼のとり合致別添(二)の如き
回答を得るのを供覧する。

なお引揚援護庁報告によれば調査にはまだ昨日の如く模様
下であるので此の旨外務省に連絡了解を得るのを調査完了の上
報告書類を送付する答である。

総収第三〇一号

昭和二十六年八月二十七日

総 務 課 長



広 報 渉 外 課 長 殿

琉球諸島における日本政府機関と個人
間の財産の譲渡、貸借、使用等に関す
る記録、図面等の提供方に関する件

昭和二十六年八月二十二日広報収第三九号で照会の標記の件につ
ては当課には該当ない。

別添(二)

統収第三三七一号

昭和二十六年八月二十七日

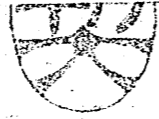
大臣官房統計調査部長



広報渉外課長 殿

琉球諸島における日本政府機関と個人間の財産の譲渡、貸借、使用等に関する記録図面等の提供方依頼に関する件

本月二十二日付広報渉第三九号にて依頼のあつた右のことについて
は該当がないから了知願いたい。



本局二十三日付通牒第三九号及び同通牒の答へに於て、
流球諸島に於ける日本政府機関と個人間の財産の譲渡、貸借
使用等に関する記録、函面等の提出方依頼に関する件（回答）
八月二十二日広報第三九号に係る標記については、当部として該
当事項がないので御了知願いたい。

大臣官房 庶務課長 殿

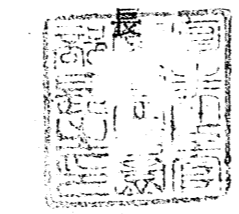
昭和二十六年八月二十三日
大臣官房 庶務課長 殿

国収第三四〇号

昭和二十六年八月二十九日

大臣官房 国立公園部

広報渉外課長 殿



流球諸島における日本政府機関と個人間の財産の譲渡、貸借
使用等に関する記録、函面等の提出方依頼に関する件（回答）

八月二十二日広報第三九号に係る標記については、当部として該
当事項がないので御了知願いたい。



陸軍省の御下達に依りて

八月二十二日海軍省第三軍務課より海軍省に於ての御出願の件

御出願の件は、御出願の提出に際し、御出願の件（御出願）
御出願の件は、御出願の提出に際し、御出願の件（御出願）
御出願の件は、御出願の提出に際し、御出願の件（御出願）

海軍省に於て

昭和二十六年八月二十七日

大臣官房立会書記

陸書第三三〇號

昭和二十六年八月二十七日

厚生省薬務局



厚生大臣官房広報渉外課長 殿

琉球諸島の諸島に於ける日本政府機関と個人
間の財産の譲渡に依りて
録の面等の提供に依りて

八月二十二日附広渉収第三九號を以つて御照会のあつた標記の件
については、該当無いため、回答する。

〇〇の回答する。
八月二十二日樹立の第三十九号を以て照会のあつた標記の
総務省に對する回答の要する事項を以て照会のあつた標記の
農林省に對する回答の要する事項を以て照会のあつた標記の
通商手続に對する回答の要する事項を以て照会のあつた標記の

皇軍大臣官印を辨別する

昭和二十六年八月二十一日
榮普三三〇號

皇軍大臣官印を辨別する



兒發第一二三六号

昭和二十六年九月二十日

兒 童 局 長

広報渉外課長 殿



琉球諸島における日本政府機関と個人間の財産の譲渡、貸借、使用等に關する記録、函面等の提供方法に對する回答

昭和二十六年八月二十二日広報第三十九号を以て照会のあつた標記の件については左記の通り回答する。

記

該當事項なし

一、南洋支那支隊

南洋支那支隊の南洋支那支隊

昭和二十六年八月二十九日

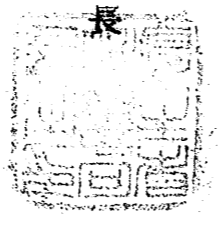
南洋支那支隊の南洋支那支隊

昭和二十六年八月二十九日

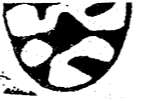
保文発第三一六四号

昭和二十六年八月二十九日

厚生省 保険局長



厚生大臣官房廣報渉外課長 殿



琉球諸島における日本政府機関と個人間の財産の譲渡、貸借、
使用等に関する記録函面等の提供方依頼に関する件

八月二十二日廣報収第三九号で照会の標記については、当局に該当事
項がないので報告する。

| | | | |
|---|-------------------|-----------|-------------------|
| 日 月 送 受 号 番 先 議 合 | | 欄 号 省 生 厚 | |
| 第 87 號 | 第 号 | 第 号 | 第 号 |
| | 送 受 月 月 日 日 | | 送 受 月 月 日 日 |
| | | | |
| 案 起 昭 和 26 年 9 月 17 日 局 課 行 政 9 月 27 日 受 付 月 第 日 号 非 査 へ 送 る 月 日 | | | |
| 大臣 廣 教 務 外 課 長 次 官 人事課長 總務課長 會計課長 同 | | | |
| 事務官 主任 | | | |
| 外務事務次官より八月十三日付答総合才九三四号を | | | |

判決 9月27日 合議
 行 政 9月27日
 主任印
 押捺

閣議 第二十六号 八月二十一日
 閣文 秘 第三一六四号

厚生大臣官報編輯部事務官 堀

厚生大臣官報編輯部事務官 堀

閣議の決議する
 八月二十二日閣議決案第三十六号の附会の懸請の件を以て、並願の懸請を
 閣議の決議する
 閣議の決議する
 閣議の決議する

合 議 先 番 号 受 送 月 日

第 号
送 受
月 月
日 日

第 号
送 受
月 月
日 日

第 号
送 受
月 月
日 日

以て依頼のあつた琉球諸島における日本政府機関と他人間の
 他人間の財産の譲渡、貸借、使用等に関する記録
 図面等の提供に関する件(別添(一))について各課より
 省内各部署及び引揚援護庁にその調査報告方を
 求めたところ、今般、送務局及び引揚援護庁より
 別添(二)の如き回答を得たこと、之等に基づき、左案に

より外務事務次官宛報告し、より、お伺いする

案

年 月 日

厚生事務次官

外務事務次官

琉球諸島における日本政府機関と他人間の
 財産の譲渡、貸借、使用等に関する記録、図面
 等の提供に依頼して(回答)

八月十三日 ~~水~~ 陸軍省総合才九三四号による標記依頼の件につき
 各省関係は別紙の通り調査の結果を **報** 告する。

なお、旧陸軍関係については第一復員局より直接貴省宛
 報告済の事であることを省略する。

別紙

琉球諸島における日本政府機関と他人の
 財産の譲渡、貸借、使用等に關する報告

一 医療施設

| a | b | c | d | e |
|------------------------------------|------|--|----------------|--------|
| 施設の名稱 | 事業内容 | 所在地 | 設立年月日 | 患者収容定員 |
| 国立療養所奄美和志園 <small>あまい かし</small> | 療養養計 | 鹿児島県大島郡三芳村有屋 <small>あまい かし</small> 一七〇番地 | 昭和十八年 春 | 一〇〇名 |
| 国立療養所国頭愛生園 <small>くにがみ ありき</small> | 療養養計 | 沖縄県国頭郡羽地村字海蔵 <small>くにがみ ありき</small> 一九九八番地 | 昭和十三年 | 二五〇名 |
| 国立療養所宮古南静園 <small>みやこ なんと</small> | 療養養計 | 沖縄県宮古郡平良村島尻 <small>みやこ なんと</small> 八八八番地 | 昭和八年 | 二五〇名 |

| ノ教地 | ノ建物 | ノ備考 |
|-----|-----|-----|
| 不明 | 不明 | 不明 |
| 不明 | 不明 | 不明 |
| 不明 | 不明 | 不明 |

厚生省所管の国有財産で、
 昭和二十一年二月、奄美
 郡島が日本、本土と分離
 され、米軍政下におかれ
 現行奄美群島政府の
 ように管理されている。
 なお、同島等の保養に
 ともなう詳細は不明で
 ある。

厚生省所管の国有財産
 であり、昭和二十一年八月
 連合軍に接收されたもの
 と思われ、同島等の
 保養にも詳細は不明で
 ある。

敷地を除き、厚生省所管の
 国有財産であり、昭和
 二十一年八月連合軍に
 接收されたものと思われ、
 が、同島等の保養に
 詳細は不明である。
 なお敷地は借用
 によるものと思われ。

二 旧海軍関係


旧海軍関係の施設財産目録は、終戦後、全部大蔵省に

移されたものを、第一復員局残務処理部（旧海軍関係）及び佐々
 保地方復興残務処理部（旧佐々保鎮守府関係）共現在所有して
 いる。

なお、他人との財産的関係は一切不明である。

施行の際に別紙の英文を添付する

別添(一)

| | | | | | |
|--|--------|--------|---|--|--|
| 日 月 送 受 号 課 局 議 合 | | | 欄 号 課 局 管 主 | | |
| 第 21 號 | 第 号 | 第 号 |  | | |
| | 送 受 | 送 受 | | | |
| | 月 日 | 月 日 | | | |
| 引揚援護所次長 各 局 長 官房各部課長 (次官供覽) 琉球諸島公かけと日本政府様園と何人向 | | | 課長 代 事 務 官 主任 案 年 月 日 広教涉外課長 | | |

案起 昭和26年8月21日 局課 受付 月第 日号 へ送る 月 日

厚生省

厚 生 雀

の取巻の讓渡、貸借、使用等に關する記録
図面等の提供方依頼に關する件

外務省より八月十三日付外總令第九二七号を以て、本件に關する

總司令部參謀軍事情報部より八月七日付覚書を添えて

別紙等の通り依頼があつたを貴局(謀部庁)至急御調査の
関係

上、該等事項の有無に拘らず八月二十七日までには御返答

を願ひたい。

管 轄 合 第 九 三 四 号

昭 和 二 十 六 年 八 月 十 三 日

外 務 事 務 次 官



厚 生 事 務 次 官 殿

琉球諸島における日本政府機関と個人間の財産
の讓渡、貸借、使用等に關する記録、図面等の
提供方依頼に關する件

本件に關し、總司令部から当省あて別添写の通りの依頼があつ
たので、貴省關係機關につき御調査の上、該等事項あれば八月三
十一日までに各事項毎に和英両文各一部(図面の添付を要するも
のは図面二部)あて御提供願ひたく
右依頼する。

本 信 送 付 先

厚生、大藏、農林、運輸、通産、建設、郵政、電通、
文部、各事務次官
法務總裁官房長



General Headquarters
Supreme Commander For The Allied Powers
Military Intelligence Section, General Staff
Japanese Liason Section
APO 500

7 August 1951.

Memorandum For: Ministry of Foreign Affairs
Attention: Liason Bureau

Subject : Request for Japanese Records

1. Request that this office be furnished with the following records and maps from the appropriate Japanese Government agencies:

a. Real property purchased, rented or used by the Japanese Government in the Ryukyus, such as air fields, training areas, camp sites, highways, weather stations, harbors and harbor facilities, communications facilities, etc.

b. List of property owners of each area described above having sold, rented or permitted use of property by the Japanese Government or any of its agencies.

c. Records of any transfer of title, contract or any other agreements between individuals and Japanese Government agencies of all properties in the Ryukyus Islands.

d. Area, purchase price or rental of each parcel of property or facility referred to above. (It is believed the majority of such records will be located in office of the Japanese Army and Navy at Tokyo, Fukuoka or Sasebo.)

For the Assistant Chief of Staff, G-2:

DAVID S. TAIT
Colonel GSC
Chief, Japanese Liason Section

連合軍總司令部參謀軍事情報部日本連絡課長

G 2 副參謀長に代つて

參謀部陸軍大佐 テー・アイ・エス・テイ

一九五一年八月七日

宛先 外務省(連絡局氣付)

件名 日本記録文書に関する要請

一 各關係日本政府機関より左記の記録及び圖面をとりよめ
当該宛提出されたい。

1. 琉球諸島において日本政府が購入、借用若しくは使用し
不動産、例を飛行場、訓練地域、野営用地、主要道路、測
候所、港湾及び港湾施設、通信施設等。

只 日本政府又は日本政府機関に対し、右の不動産を売却し、貸与し、又はその使用を許可し、各地域の右財産所有者の人名表

ハ 琉球諸島における全ての財産に因する日本政府機関と個人間の所有権の譲渡、契約又はその他の約定に因する記録。

ニ 右に述べた不動産又は施設の面積買値又は賃貸借料。(以上の記録の多くは東京、福岡又は佐世保の日本陸軍及び海軍官庁に所収するものと信ずる)



厚生省

医收戸四七八号

昭和二十六年九月四日

医務局

大臣官房広報渉外課長 殿



琉球諸島における日本政府機関と個人の財産の譲渡、貸借、使用等に関する

記録、図面等の提供について

八月二十三日附広収戸三九号にて照会のあつた標記について左記の三施設につき回答する。

記

- 一、国立療養所奄美和光園
- 施設名称 国立療養所 奄美和光園 あまみわこうえん
- 事業内容 療養所
- 所在地 鹿児島県大島郡三方村有屋一、七〇〇番地

別紙(二)

着工年月日 昭和十七年六月
 竣工年月日 昭和十八年五月
 患者收容定員 一〇〇名

厚生省所管の国有財産であつたものと思われ
 るが、昭和二十一年二月、奄美郡島が日本、
 本土と分離され、米国軍政下におかれ、
 群島政府によつて管理されている。
 なお、図面等は保管されておらず詳細は不明
 である。

一、国立療養所国頭愛楽園
 施設の名称 国立療養所国頭愛楽園
 事業の内容 療養所
 所在地 沖縄県国頭郡羽地村字済井出一、九九八番地

厚生省

設立年月日 昭和十三年
 患者收容定員 二五〇名
 敷地 三二、五五六坪
 建物 七四〇、五一坪（平屋）
 備考 厚生省所管の国有財産であり、昭和二十年八
 月連合軍に接收されたものと思われるが、図
 面等の保管なく詳細は不明である。

一、国立療養所宮古南園
 施設の内容 国立療養所宮古南園
 所在地 沖縄県宮古郡平良村島尻八八八番地
 設立年月日 昭和八年
 患者收容定員 三五〇名
 敷地 不明

備 建

考 物

一七〇坪（平屋）

敷地を除き厚生省所管の国有財産であり昭和二十年八月連合軍に接收されたものと思われるが、図面等の保管なく詳細は不明である。なお、敷地は借用していたものと思われる。

答 第 四 五 八 号

昭和二十二年八月二十九日

内閣府 長官官房 総務課長

厚生大臣官房 広報渉外課長 殿

琉球諸島における日本政府機関と個人間の財産の保護 貸借 使用等に關する記録 図面等の提供方依頼につき（回答）

八月二十二日付公函第 三九号による標記については、左記のとおりです。から御了知下さい。

記

一、旧陸軍関係については国下極力調査中であり、調査は九月下旬までかゝる見込みである。

二、旧海軍関係の施設財産目録は終戦後全部大蔵省に移管したので、中二復自衛隊務処理部（旧海軍省関係）及び在在保地方復自衛隊務処理部（旧在在保鎮守府関係）共現在所存してつない。

但し当部においては一九五一年八月七日附陣令守総司令部参謀部テイト大佐の外務省（陣務局氣付）宛の書翰によつて首題地区に於ける旧日本海軍の施設一覧表を複製し参考迄に提出の予定で調査中であるが、何人との財産的關係は一切不明であり、又、八月二十七日までの提出は困難である。

厚生省外広第四号

昭和二十六年九月二十七日

厚生事務次官

外務事務次官 殿

琉球諸島における日本政府機関と個人間の財産の譲渡・貸借・使用等に関する記録・函面等の提供について（回答）

八月十三日管総合第九三四号による標記依頼の件につき当省関係は、別紙の通り調査の結果を報告する。

なお、旧陸軍関係については第一復員局より直接貴省宛報告済の筈であるので省略する。

善うあるのり...
 八月十三日...
 国立療養所...
 敷地を除き...

一、医療施設

琉球諸島における日本政府機関と個人の
 財産の譲渡、貸借、使用等に関する報告

別紙

| イ 施設の名称 | ロ 事業内容 | ハ 所在地 | ニ 設立年月日 | ホ 患者収容定員 | ヘ 敷地 | ト 建物 | チ 備考 |
|--------------------------------------|--------|--------------------------|---------|----------|------|------|----------------------|
| 国立療養所奄美和光園 <small>アマミクワエン</small> | 療養所 | 鹿児島県大島郡三方村 有屋一・七〇〇番地 | 昭和十八年 | 一〇〇名 | 不明 | 不明 | 厚生省所管の国有財産であつたものと思われ |
| 国立療養所国頭愛楽園 <small>クニガシエラク</small> | 療養所 | 沖縄県国頭郡羽地村字 済井出一・九九八番地 | 昭和十三年 | 二五〇名 | 不明 | 不明 | 厚生省所管の国有財産であり昭和二十年八月 |
| 国立療養所宮古南静園 <small>ミヤコナシヅ</small> | 療養所 | 沖縄県宮古郡平良村島 尻八八八番地 | 昭和八年 | 三五〇名 | 不明 | 一七〇坪 | 敷地を除き厚生省所管の国有財産であり昭和 |